

令和4年度
やまなし二拠点居住推進プロモーション事業
業務委託仕様書

山 梨 県

1 事業の名称

やまなし二拠点居住推進プロモーション事業業務委託

2 業務委託期間

契約締結日から令和5年3月31日（金）まで

3 目的

新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえ、二拠点居住・移住をはじめとした地方暮らしへのニーズが高まるとともに、テレワークの導入等が急速に進み、場所にとらわれない新しい働き方に関心を持つ個人が増加している。

本プロモーションは、東京圏等の個人をターゲットに二拠点居住・移住先としての本県の魅力や情報を伝えるセミナー、ツアーを実施することで、二拠点居住・移住の潜在層への認知向上や、興味関心層の行動喚起や来県へつなげることを目的とする。

4 委託業務の内容

二拠点居住・移住に関心のある東京圏等の個人（以下「ターゲット」という。）を対象に、本県の魅力を発信するための、二拠点居住・移住を促すイベントを企画・運営すること。

なお、受託者は下記に掲げる各業務を実施するに当たり、本事業の目的を十分理解した上で進捗管理を行い、業務全般に統一感及び連動性を持たせること。

また、委託者と綿密に連絡調整を行いながら業務を実施するとともに、業務に支障が出ないように必要な人員を配置すること。

業務実施に当たっては、新型コロナウイルスの感染拡大防止に十分配慮すること。

(1) 委託項目

- ア 先輩移住者と二拠点居住・移住検討者をつなげるセミナーの開催
- イ 二拠点居住・移住検討者が具体的な生活イメージをつかむツアーの開催
- ウ インターネットを活用した広告掲載

(2) 企画提案に当たっての共通要件

上記（1）ア・イの項目を提案するに当たっては、下記の要件を満たすこと。また、上記（1）ウの項目を提案するに当たっては、下記エの要件を満たすこと。

ア プロモーションの展開に当たっては、ターゲットに効果的に情報が行き届くように工夫すること。

イ セミナー及びツアーは全4回以上実施することとし、ツアーにおいては最低1回以上実施すること。実施の組み合わせは、企画提案時に提案をすること。

ウ 参加者にアンケートを実施し、意見等を把握・分析しフォローアップを実施すること。

エ プロモーションの効果として、やまなし移住・定住総合ポータルサイトのアクセス数の増加、やまなし未来創造インフォメーションサイトのアクセス数の増加、やまなし暮らし支援センター相談件数の増加、本県への二拠点居住・移住に結びつけるよう工夫をすること。

オ 企画提案に当たっては、全体のスケジュールを提示し、実施するそれぞれの目的及び効果について、具体的に説明をすること。

カ 本プロモーションに関する費用はすべて受託者が負担し、企画から実施、実施後のフォローまで受託者が責任を持って実施すること。

(3) 先輩移住者と二拠点居住・移住検討者をつなげるセミナーの開催

ターゲットがセミナーを通じ、本県で行う二拠点居住・移住の具体的な生活イメージを段階的に持てるようなテーマを各回に設定し、参加者が実際の行動に移せる内容とすること。

また、セミナーとツアーで統一感を持たせるなど、参加者が複数回セミナーに参加した後にスムーズにツアーに参加できるよう工夫を行うこと。

なお、実施にあたっては、テーマに即した関係機関（二拠点居住推進センター、やまなし暮らし支援センター等）を必ず活用すること。

※本事業の実施目的や本県の魅力・施策を十分に理解したうえで、本県における二拠点居住・移住のスタイルを提示し、参加者が具体的なイメージを掴める各回のテーマ及びセミナー内容（ゲストスピーカーの選定含む）の企画提案を行うこと。

① 参加者数

各回20名以上

② 開催日時

開催日時については提案すること。

※詳細については受託決定後、県と協議すること

③ 開催方法・場所

- ・イベントの内容等により、参加者が会場に来場する「対面型」又はオンラインで参加する「オンライン型」として開催すること。
- ・「対面型」と「オンライン型」を組み合わせたイベントについて提案することも可とする。
- ・「対面型」の開催においては十分な感染症対策を講じること。また、感染症の拡大状況等によっては開催手法を変更する可能性もあり、この場合には県と協議して開催手法を決定するものとする。
- ・「対面型」の開催場所は、「認定NPO法人ふるさと回帰支援センター」のセミナー

ルーム（以下「セミナールーム」という）を原則使用すること。なお、「オンライン型」の場合であってもセミナールームを使用するものとする。

- ・セミナールームの空き状況の確認及び予約は県にて行うが、予約後の調整及び利用料金の支払いは受託者において行うこと。
- ・セミナールーム以外を使用する場合は、県と協議すること。また、予約から予約後の調整及び利用料金の支払いは受託者において行うこと。

④ 参加者の募集

募集にあたっては、受託者が有するネットワーク等をはじめ、インターネットなど各種広告媒体を活用して、効果的に参加者の募集を行うこと。

⑤ ゲスト等について

各セミナーには、二拠点居住実践者等、ゲストスピーカーを出演させること。

なお、ゲストスピーカーの調整を行うとともに、ゲスト等に対して謝金等を支払う必要がある場合は、委託料の中から支出すること。

⑥ 運営について

ア 開催に係る準備

- ・開催会場について、県と相談のうえ、決定すること。
各回において、対面型とオンライン型の実施に適切なレイアウトを準備すること。
- ・オンライン型の開催においては、出演者と参加者が双方向にて交流可能なWEBツールにより実施し、実施映像について録画を行い、県に提供すること。
提出のあった映像については、県のホームページ等で情報発信を行う。
- ・参加者申し込みの受付・参加者名簿の作成。
※参加者名簿は、県にデータで提出すること。
※対面型参加申込者に対し、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、オンラインのみの開催となった場合にも参加するかどうか確認を行うこと。
- ・当日の運営マニュアルの作成（会場のレイアウト図含む）
- ・開催に必要となる物品の用意と会場への配送（県が用意する資料等を含む）
- ・新型コロナウイルス感染拡大に伴い、県がオンラインのみ開催として実施を希望する場合、実施方法等について協議を行うこと。

イ 当日の運営

- ・開催に必要となる備品などの搬入、搬出
- ・会場の設営、撤去
※会場の設営は、プログラムの開始時間の15分前に開場できるよう行う。
- ・参加者受付
- ・音響の調整など、会場内のディレクター業務、司会・進行

- ・オンライン型の実施に係る映像の録画、調整
- ・来場者アンケートの実施、回答結果の集計・分析
- ・イベントレポートの作成

ウ その他

- ・開催準備や当日の運営に係る経費について委託費より支出すること。

(4) 二拠点居住・移住検討者が具体的なイメージをつかむツアーの開催

二拠点居住・移住検討者が魅力的に感じる二拠点居住・移住体験ツアーを企画し、1回以上実施すること。山梨ならではの地域の特性や魅力を紹介し、テレワーク施設（コワーキングスペース等）等の視察及び体験、先輩移住者等との意見交換等を含め、本県での二拠点居住・移住実践に資するものとする。

セミナーに関連した内容を織り込むことにより、セミナー参加者が参加しやすい工夫をすること。

※本事業の実施目的や本県の魅力や施策を十分に理解したうえで当日の具体的な内容及び工程表を作成し企画提案をすること。また、ツアー後、参加者が訪問先に対して継続して訪問・相談がしやすい関係性が構築できる内容を企画提案すること。

① 参加者数

各回20名程度

⑤ ツアー参加者の募集

セミナー参加者に対し、広報活動を行いツアーに参加してもらうよう誘導を行うこと。

募集に当たっては、受託者が有するネットワークなどをはじめ、インターネットや各種広報媒体を活用して、効果的に参加者の募集を行うこと。

(5) インターネットを活用した広告掲載

二拠点居住・移住、リモートワーク等に興味・関心を持った二拠点居住・移住の検討者が二拠点居住・移住の相談窓口情報やイベント情報などの二拠点居住・移住情報を取得できるよう、地域、年齢、検索ワードなどで絞り込んだインターネット広告を展開する。なお、誘導先はやまなし移住・定住総合ポータルサイトとする。

ア 運用

大手検索サイトYahoo!Japan 又はGoogle のサービスを活用し、上記(2)エの目標を達成できるよう、より効果的・効率的なPRが可能となるインターネット広告を提案し、広告文の作成、掲載すること。

(6) その他

本業務の目的を達成するにあたり、効果的な業務があれば独自提案を可能とする。
ただし、当該経費はすべて委託料に含む。

(7) 効果測定・分析

上記(3)～(4)の取組を踏まえ、アンケートの結果分析等による事業の成果分析や課題抽出について分析し報告すること。

上記(5)の取組では、掲載実績、分析状況をわかりやすくまとめ、報告すること。

また、それらの分析を踏まえて、適宜、実施内容についての改善の提案を行い、実施中又は実施予定の広告掲載に反映すること。

5 イベントレポート記事の作成・掲載

上記セミナー・ツアーについて、各回のイベントレポート記事の作成を行い、WEBへの掲載を行うこと。また、県ホームページへの掲載も行う。

6 成果物

本業務について、次のとおり成果物を納品するものとする

(1) 成果図書など

- ① 業務完了届
- ② やまなし二拠点居住推進プロモーション事業業務委託報告書
- ③ その他(本業務で使用した各種ドキュメント等)

(2) 納品方法

紙媒体及び電子媒体を山梨県リニア未来創造局二拠点居住推進課に納品すること

(3) 納期

令和5年3月31日(金)

(3) その他

提出された報告書の著作権は、山梨県に帰属し、一般公開することがある。

7 業務実施体制

事業の実施に当たっては、県との協議、関係者への連絡調整などが迅速に行えるような体制を整えること。経費の執行については、費用対効果を十分に考慮し行うこと。

(1) 業務実施責任者

- ① 受託者は、本業務委託を指揮する業務実施責任者を配置すること。
- ② 業務実施責任者は、企画立案・実施のほか、本業務従事者を十分指導して業務を実施させること。
- ③ 業務実施責任者は、関係者との交渉、連絡調整を行うこと。
- ④ 業務実施責任者は、県との連絡を密に行い、業務を進め、遅滞なく業務が遂行できるよう管理を行うこと。
- ⑤ 業務実施責任者は、本業務を安全に実施できるよう管理を行うこと。
- ⑥ 業務実施責任者は、経費・事業内容等、県から報告を求められた際は速やかに対応すること。
- ⑦ 受託後は、やむを得ない場合を除き、業務実施責任者を変更しないこと。
- ⑧ 受託者は、契約締結後速やかに業務実施責任者の氏名等を県に通知すること。

(2) 業務従事者

- ① 業務従事者は、業務実施責任者ととも本業務に係る企画立案・実施、PR業務を行うこと。
- ② 受託者は、契約締結後速やかに業務従事者の氏名等を県に通知すること。

8 その他

- (1) 本特記仕様書に明示なき事項、または業務上疑義が生じた場合は、両者協議により業務を進めるものとする。
- (2) 契約締結後、速やかに業務実施に係る計画書（実施内容、スケジュール等を記載）を提出し、県の承認を得ること。また、業務の実施にあたっては、県と十分協議したうえで実施するものとする。
- (3) 新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じて、イベントの開催時期の変更あるいは中止する必要があるが、柔軟に対応すること。なお、開催中止の場合は契約内容の見直しについて協議することとする。
- (4) 本業務委託により作成した成果物及び当該成果物に係る著作権は、県に帰属するものとする。
- (5) この仕様書に定めのない事項や疑義が生じた場合は、県と双方協議のうえ、決定する。